

(第4編)

第3章の3 没収の影響を受ける第三者の介入および自立的没収の手続き

(本章の新設。2015年)

第1節 没収の影響を受ける可能性のある第三者の刑事訴訟への介入

第803条の3のa 訴訟手続きへの召喚の裁判所裁定。

① (一人制裁判所) 裁判官または(合議制)裁判所は、職権で、または、当事者の請求により、以下のことがそこから合理的に生じる可能性のある事実が証されるとき、没収の影響を受ける可能性のある者の刑事手続きへの介入を取り決める：

a) 没収請求されている資産が被捜査者または被疑者以外の第三者に属していること、または、

b) 没収請求されている資産について、影響を受ける可能性のある権利の第三所有者が存在すること。

② 以下の場合、影響を受ける第三者の介入は訴訟手続きにおいて排斥される：

a) 没収請求されている資産について権利者を特定または所在確認することができなかった、または、

b) 訴訟への介入の主張の根拠となる情報が真実ではないことが、または、没収請求されている資産の所有者とされる者が被捜査者または被疑者と結びついた仲介者である、または、被捜査者または被疑者と共謀して活動している者であることが判明できる事実が存在する。

③ 裁判官が訴訟手続きへの第三者の介入が不適切であると宣言する裁定に対しては、控訴を申立てることができる。

④ 没収の影響を受ける者が、没収に反対しないと裁判官または裁判所に表明した場合、訴訟手続きへのその者の介入は取り決められない、または、すでに取り決められた介入は終了する。

⑤ 没収の影響を受ける者から陳述を受け取ることを取り決めた場合、その者には第416条の内容が教示される。

(本条の新設。2015年)

第803条の3のb (没収の) 影響を受ける第三者の介入と裁判所への呼出しの特則

① 没収の影響を受ける可能性のある者は、介入が取り決められた時から刑事訴訟に参加できる。この参加はその者の資産、権利または法的地位に直接影響を及ぼす側面に限定され、被疑者の刑事責任に関わる問題にまで及ばない。

- ② 没収の影響を受ける第三者の介入のためには、弁護士の支援が必須である。
- ③ 没収の影響を受ける者は、本法の規定に従って裁判に呼び出される。呼出し状には、裁判がそれらの者の不出廷でも開催でき、いずれにせよ、請求されている没収について裁定できることが示される。

没収の影響を受ける者は、裁判に自身で出廷する必要はなく、その法定代理人を通じて裁判に参加できる。

- ④ 没収の影響を受ける者が出廷しなかったとしても、裁判の継続は妨げられない。

(本条の新設。2015年)

第803条の3のc 判決の通知および異議申立て

没収を取り決める判決は、たとえ訴訟手続きに出廷しなかったとしても、その影響を受ける者に通知される。ただし、第803条の3のa第2項の規定を害しない。影響を受ける者は、判決に対して本法に規定される不服申し立てを提起できる。そのような不服申し立ては、自分の資産、権利または法的地位に直接影響を及ぼす(判決)言渡しに限定されなければならない、被疑者の刑事責任に関連する問題にまで及ぼさせることはできない。

(本条の新設。2015年)

第803条の3のd 没収の影響を受ける第三者の不出廷

① 本法の規定に従って呼出しを受けた没収の影響を受ける第三者の不出廷は、その効果として不出廷の宣告となる。影響を受ける第三者の不出廷は、不出廷被告に関して民事訴訟法に定められた規則に、通知、判決に対する不服申し立て、不出廷者の請求による確定判決の取消しを含んで、たとえ、判決の取消し(請求)の場合では、その第三者に直接影響を与える資産、権利または法的地位に関する判決に限定されるが、準拠する。この(判決取消の)場合、別の裁判所が取消し判決を下した場合、証明書が第一審で判決を下した裁判所に送付され、その後は、次の規則に従う：

- a) 第三者には、自身に影響を与える言渡しの重要事実に関連して、証拠の申し出と共に、没収請求に対する答弁書を提出するため10日間の期間が与えられる。
- b) 答弁書が期間内に提出されると、裁判所は決定を通して証拠の受理について裁定し、一般規則に従って審問の期日を指定する。その目的は、第三者に対して提起された民事訴訟の審理、または、刑事訴訟による第三者の資産、権利または法的地位への影響の審理に限定される。
- c) 判決に対しては、本法に規定される不服申し立てを提起できる。

没収請求に対する答弁書が期間内に提出されない場合、または、第三者が適法に代理されて審問に出廷しない場合には、他の手続きなしに、影響を受ける(判決)言渡し

において取り消された判決と一致する判決が下される。

② 前項に規定されたものと同じ権利が、没収の存在を知らなかったために没収に異議申し立てする機会がなかった影響を受ける第三者に認められる。

(本条の新設。2015年)

第2節 自立的没収(*decomiso autónomo)の手続き

(訳者注：decomiso autónomo (自立的没収)とは、被告人の主たる刑事訴訟手続きとは異なる、そこから離れた手続きで、犯人がその犯した犯罪から、特に、自然人または法人である第三者の介入で、いかなる利益を得ないようにする訴訟手続きである。)

(本節の新設。2015年)

第803条の3のe 対象。

① 財物、物品または利益、あるいは、それらと同等の価値の没収を求める請求権は、まだ執行されていない場合、第803条の3のpの規定を除き、本章で規定される自立的没収手続きの対象となり得る。

② 特に、この手続きは次の場合に適用される：

a) 検察官がその起訴状において財物の没収を求めることに限定し、この手続きについてその(財物の)特定を明示的に留保していた場合。

b) その犯人が死亡した、あるいは、不出廷状態にあるため、または、出廷することができないため裁判を受けることができない刑罰の対象となる(犯罪)行為の結果として(没収が)請求される場合。

③ 検察官が請求権を留保した場合には、自立的没収手続きは、被告人の刑事責任について裁定される訴訟が確定判決で終了した場合に限り、開始することができる。

(本条の新設。2015年)

第803条の3のf 管轄。

以下の者が自立的没収手続きを審理する管轄権を有する；

a) 確定判決を下した裁判官または裁判所、

b) 中断された刑事訴訟を審理していた裁判官または裁判所、または、

c) 第803条の3のeに規定される状況の下で、訴訟が開始されていない場合にその裁判について管轄権のある裁判官または裁判所。

(本条の新設。2015年)

第 803 条の 3 の g 手続き。

民事訴訟法第 2 編第 3 章に規定される口頭訴訟(*juicio verbal)を規制する規則は、本節に規定される規則と矛盾しない限り、自立的没収手続きに適用される。

(訳者注：juicio verbal (口頭訴訟)とは、民事紛争を裁定する確認訴訟手続きで、その目的または数量から迅速な手続きが求められる。一方、口頭審理裁判(juicio oral)は、刑事訴訟の実質的フェーズで、犯罪を裁判する公開審問で構成される。)

(本条の新設。2015 年)

第 803 条の 3 の h 請求権行使での検察官の独占権。

自立的没収手続きにおける没収訴権は、検察官により独占的に行使される。

(本条の新設。2015 年)

第 803 条の 3 の i 弁護士の支援。

被告人の弁護士の支援を受ける権利を規制する本法規定の規則は、その財物または権利が没収の影響を受ける可能性のあるすべての者に適用される。

(本条の新設。2015 年)

第 803 条の 3 の j 裁判への受動的当事者適格および呼出し。

① 没収される財物との関係により (自立的没収) 請求権の対象となる者は、(民事) 被告として裁判所に呼び出される。

② 不出廷被告人(encausado rebelde)は、中断された訴訟手続きにおけるその訴訟代理人に宛てられた通知により、また裁判所の掲示板に公示を掲載することにより呼び出される。

③ 没収の影響を受ける第三者は、第 803 条の 3 の b の第 3 項の規定に従って呼び出される。

(本条の新設。2015 年)

第 803 条の 3 の k 不出廷宣言された、または、裁判上の能力が修正された被告人の出廷。

① 中断された訴訟手続きで不出廷者と宣言された被告人が、自立的没収訴訟手続きに出廷しない場合、その者の代理および弁護を担う訴訟代理人および弁護士が職権で任命される。

② 中断された刑事訴訟手続きに出廷する裁判上の能力が修正された被告人の自立

的没収訴訟手続への出廷は、民事訴訟法の規定に準拠する。

(本条の新設。2015年)

第803条の3の1 自立的没収の申立て。

① 自立的没収の申立ては、番号の付いた個別の段に以下の内容が記載される書面で提起される：

- a) 申立ての対象となる者およびその住所。
- b) 没収申立てされる財物。
- c) 可罰的行為と財物との関係。
- d) 可罰的行為の刑事的評価。
- e) 財物に関連して申立ての対象となる者の状況。
- f) 没収の法的根拠。
- g) 証拠の提案。
- h) 保全措置の申請。そこでは効果的な没収を確実にするためその採用の適切性を正当化する。

② 申立てが受理されると、管轄司法機関は次の裁定を採用する：

1. 申請された保全措置を取り決める、または、拒否する。
2. 受動的当事者適格者に没収申立てを通知する、これらの者には、訴訟に出頭し、没収申立てに対する答弁書を提出するため20日間の期間が与えられる。
3. 保全措置が採用されると、その措置に対する異議、修正または解除、および、代替保証の提供が、民事訴訟法第3編第6章の規定に従って、本節で規定される規則に矛盾しない範囲で行われる。

(本条の新設。2015年)

第803条の3のm 没収申立てに対する答弁書。

① 没収申立てに対する答弁書には、被告の主張が(没収)申立て状と同じ番号順で記載される。

② 被告が認められた期間内に答弁書を提出しない場合、または、被告が答弁書を撤回した場合には、管轄司法機関は、財物、物品または利益あるいはそれらと同等の価値の終局的没収を取り決める。

(本条の新設。2015年)

第 803 条の 3 の n 証拠および審問に関する裁定。

管轄司法機関は、提出された証拠について決定により裁定する、その決定では一般規則に従って審問の日時を指定する。この裁定には不服申し立てできないが、公判で再度証拠調べの請求ができる。

(本条の新設。2015 年)

第 803 条の 3 の o 裁判と判決。

① 裁判は民事訴訟法第 433 条の規定に従って行われ、裁判官または裁判所は結審後 20 日以内に次のいずれかの言渡しでもって判決を通して裁定する：

1. 没収申立てを認容し、財物の終局的没収を取り決める。
2. 没収申立てを部分的に認め、関連する量で終局的没収を取り決める。この場合、残りの財物に関して取り決められた保全措置は無効となる。
3. 没収申立てを却下し、異議理由のなんらかがあるために、没収が不当であると宣言する。この場合、取り決められていたすべての保全措置は無効になる。

② 判決が没収申立ての全部または一部を認めた場合、損害を受ける者を特定し、適切な補償を設定する。

③ (訴訟) 費用に関する言渡しは、本法に規定される一般規則に準拠する。

(本条の新設。2015 年)

第 803 条の 3 の p 没収判決の効果。

① 判決は、(没収) 請求権が向けられた(対象)者および提起された請求の事由に関連して既判力の実質的效果を有する。請求の事由は、没収採用についての関連事実、犯罪行為に関する事実および被告の財物に関する状況で構成される。

② 前項に規定する既判力の実質的效果の他には、自立的没収手続きにおける判決の内容は、その後の(刑事)被告人の裁判(ある場合)を拘束しない。

その後の被告人に対する刑事訴訟(ある場合)においては、自立的没収手続きにおいて既判力の効果を持って裁定された財物の没収は、申立てされず、また、裁判の対象となることもない。

③ 没収された財物は、本法および刑法の規定に従って処分される。

④ 特定の価値について没収が取り決められた場合、これを取り決められた者は、設定された期間内に関連する金額の支払いを請求される。または、別の場合、没収命令が効力を持つのに相当な価値の財物を(その者が)指定するよう請求される。

請求が聞き入れられない場合、没収命令は次条に規定される方法で執行される。

(本条の新設。2015年)

第803条の3のq 検察官による調査。

① 検察官は、自分自身で、資産回収管理局(Oficina de Recuperación y Gestión de Activos)を通して、あるいは、その他の当局または司法警察員により、没収が取り決められた者が所有する財物または権利を突き止めるために必要な調査手続きを実行できる。

検察官から協力を要請された当局および公務員は、不服従の罪に陥る警告の下、協力を提供する義務を負う。ただし、その活動を規制する規則に別段の定めがある、または、遵守すべき制限または制約が設定されている場合を除く。その場合、その判断の根拠を検察官に送付する。

② 検察官は、裁判所の許可が必要な調査手続きを実施する必要があると判断した場合、没収手続きを審理した裁判官または裁判所にその申請を提出する。

③ 同様に、検察官は、金融機関、公的機関、登記所、個人または法人に、特定の規制の枠組み内で、それらの者が知っている被没収者の財物または権利のリストを提供するよう求めることができる。

(本条の新設。2015年)

第803条の3のr 不服申立ておよび確定判決の再審理。

① 簡略刑事訴訟手続き(*本編第2章)に適用される不服申立てを規制する規則は、自立的没収手続きに適用される。

② 確定判決の再審理を規制する規則は、自立的没収手続きに適用される。

(本条の新設。2015年)

第803条の3のs 不出廷(宣言された)被告人および(没収の)影響を受ける第三者の不出廷。

自立的没収手続きにおける不出廷(宣言された)被告人および(没収の)影響を受ける第三者の不出廷は、第803条の3のdの規定に従う。

(本条の新設。2015年)

第803条の3のt 他の被告人に対して提起された訴訟における、不出廷(宣言された)被告人または裁判上の能力が劣った者に対する没収申立ての併合。

不出廷(宣言された)被告人または裁判上の能力が修正された者に対して提起された

訴訟が1人または複数の被告人の裁判のために継続する場合、前者に対する自立的没収の申立てを同じ訴訟に併合できる。

(本条の新設。2015年)

第803条の3のu *新たな没収申請書の提出。*

検察官は、次の場合に裁判官または裁判所に新たな没収命令を下すことを要請できる：

- a) 没収手続きの開始時点ではその存在または所有権が不明であった没収の対象となるべき財物、物品または利益の存在が判明した。
- b) それらの没収の適切さについて以前裁定されていなかった。

(本条の新設。2015年)